令和８年１０月２７日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２３年（ワ）第８８６号　浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

口頭弁論終結日　令和８年３月１９日

判　　決

当事者の表示　　別紙１当事者目録記載のとおり

主　　文

１　本件訴えを却下する。

２　訴訟費用は、これを２分し、その１を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求めた裁判

１　請求の趣旨

(1) 被告は、別紙２原子炉目録記載３ないし５の浜岡原子力発電所原子炉３号機ないし５号機を運転してはならない。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

２　請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告らの請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

第２　事案の概要

１　事案の要旨

本件は、静岡県又は東京都内に居住する原告らが、被告が静岡県御前崎市内に設置する浜岡原子力発電所（以下「本件発電所」という。）の別紙２原子炉目録記載１ないし５の原子炉（以下、順に「１号機」ないし「５号機」という。）のうち、３号機、４号機及び５号機（以下「本件各原子炉」という。）の運転により、原告らの人格権が侵害される具体的危険性があると主張して、被告に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件各原子炉の運転の差止めを求める事案である。

（以下では、各項目の見出し又は各事実の末尾に当該事項を認める根拠となる証拠を略記する。）

2　関係法令の定め

本件の関係法令の定めは、概ね別紙３のとおりであるが、その要点は、平成２３年３月１１日の東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波に起因して、運転稼働中の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の一部原子炉において水素爆発とみられる爆発等による炉心溶融事故（以下「福島第一原発事故」という。）が発生したことを契機として、平成２４年６月に原子力規制委員会設置法（同年法律第４７号。以下「規制委設置法」という。）が成立し、原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定・実施する事務を一元的につかさどるための環境省の外局として、中立的な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会が設置され、これと合わせて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）が改正されて、従前、経済産業大臣の許可権限の下にあった発電の用に供する原子炉の設置及び主要事項の変更について、規制委設置法の施行された同年９月１９日以降は原子力規制委員会の許可を要することとされ、さらに平成２５年７月８日以降は、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとするその許可要件について、原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであるべきことが明記され、その基準として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（同年原子力規制委員会規則第５号。以下「設置許可基準規則」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（同年原子力規制委員会規則第６号。以下「技術基準規則」という。）等が定められたというものである。

なお、本件訴えは、福島第一原発事故発生後、規制委設置法成立前の平成２３年７月１日に提起されている。

３　原子力発電の概要（乙Ａ７の２９～３６頁）

(1) 核分裂の原理（別紙４参照）

１個の原子核が複数の原子核に分裂する現象を核分裂といい、重い元素の原子核が中性子を吸収して２つか３つに分裂する際に大きなエネルギーを出力するとともに、核分裂物質のうちウラン２３５の場合には、ヨウ素１３１、キセノン１３３、クリプトン８５などの放射性物質たる核分裂生成物に変化し、その際、２個又は３個の速度の速い中性子（高速中性子）が発生する。この中性子の一部がさらに他の核分裂物質の原子核に吸収されて次の核分裂を起こし、連鎖的に核分裂が持続される現象を核分裂連鎖反応といい、この核分裂連鎖反応が増大も減衰もせず維持される状態を臨界という。核分裂連鎖反応に伴って生成、蓄積された上記の放射性物質たる核分裂生成物は、その後、アルファ線、ベータ線、ガンマ線等の放射線を放出しながら別の物質に変化するが、これを放射性崩壊といい、その過程でも崩壊熱が発生する。

(2) 原子力発電の仕組み（別紙５参照）

原子力発電は、核分裂物質である「核燃料」の核分裂連鎖反応によって持続的に生ずるエネルギーを熱エネルギーとして発電に利用するものであり、原理的には火力発電におけるボイラーを原子炉に置き換えて、熱エネルギーを水などの「冷却材」に伝えて蒸発させ、その蒸気の力によってタービンを回転させて電気を起こす点では同じである。

なお、ウラン２３５の原子核が中性子を吸収して核分裂する確率は、速度の極めて遅い中性子（熱中性子）の場合に最も大きくなるため、熱中性子を利用して核分裂連鎖反応を行わせる種類の実用発電用原子炉では、高速中性子の速度を熱中性子の速度まで減速させる「減速材」と、核分裂を平均的に持続させて臨界状態にとどめるため、中性子を吸収させてウラン２３５に吸収される中

性子の数を調整する「制御材」を用いて、核分裂連鎖反応を安定した状態に制御する。

(3) 原子炉の種類

原子炉を構成する基本的な要素は、これらの「核燃料」、「冷却材」、「減速材」及び「制御材」等であり、その組合せによっていくつかの種類があるが、そのうち冷却材及び減速材の両者の役割を果たすものとして普通の水（いわゆる軽水）を用いるものが軽水型原子炉（軽水炉）である。この軽水型原子炉には、①原子炉の中で冷却材である水を沸騰させ、そこで発生した蒸気を直接タービンに送る沸騰水型原子炉（Boiling Water Reactor。ＢＷＲ）と、②原子炉の中で一次冷却材に高圧をかけ、その沸騰を抑えることによって高温の水を作り、それを蒸気発生器に導き、そこで高温の水のもつ熱エネルギーを別の系統に流れている二次冷却材である水に伝え、これを蒸気に変えてタービンに送る加圧水型原子炉（Pressurized Water Reactor。ＰＷＲ）とがある。なお、ＢＷＲには、古典的なＢＷＲのほか、運転性の向上等が図られた改良型沸騰水型原子炉（Advanced Boiling Water Reactor。ＡＢＷＲ）がある。

4　原子力規制委員会による規制基準（乙Ａ７の３）

別紙３関係法令の定め記載第２の３のとおり、原子力規制委員会は、原子炉設置許可申請に対し、原子炉等規制法（第４号新規制法（同別紙記載第１の規制委設置法附則２１条１項参照））４３条の３の６第１項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ原子炉設置許可をしてはならず、同法４３条の３の８第２項により、これが原子炉設置変更許可申請及び同許可にもこの規定が準用される。

この点、規制委設置法附則２２条１項、附則２４条１項により、第４号新規制法の施行の際に現に同施行による改正前の原子炉等規制法（第４号旧規制法（同じく規制委設置法附則２１条１項参照））２３条１項又は２６条１項の各規定によりされた原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可は、第４号新規制法４３条の

３の５第１項又は４３条の３の８第１項の各規定によりされた原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可とみなされるが、原子炉等規制法（第４号新規制法）４３条の３の１４本文において、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならないとされ、同法４３条の３の１１第３項本文、２項２号（煩瑣に過ぎるため別紙３においては掲記を割愛しているが、令和２年４月１日施行の平成２９年法律第１５号による改正前にあっては同条第１項、２項２号）により、発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査（同改正前にあっては使用前検査）における原子力規制検査によりその発電用原子炉施設がこの技術上の基準に適合するものであることについて原子力規制委員会の確認を受けた（同改正前にあっては検査に合格した）後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならないとされていること（なお、これに違反した場合には、当該行為をした個人及び法人に対して罰則が適用される。原子炉等規制法７８条１３号の４、８１条２号）から、第４号新規制法の施行当時原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可を受けている発電用原子炉施設であっても、同法施行後に合法的に使用（運転、稼働）するためには、この技術上の基準に適合するものであることについて原子力規制委員会の確認を受け（同改正前にあっては検査に合格し）なければならないことになる。

また、この技術上の基準に適合するものとするため工事が必要となる場合には、原子炉等規制法（第４号新規制法）４３条の３の９第１項本文により、発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の計画（平成２９年法律第１５号による改正前にあっては工事の計画）について原子力規制委員会の認可を受けなければならず、同条２項本文により、この（設計及び）工事の計画を変更しようとするときも同じくその認可を受けなければならないとされ、同条３項２号により、これらの認可の申請が先の同法４３条の３

の１４の技術上の基準に適合するものであることのほか、同項１号により、その（設計及び）工事の計画が原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けたところによるものであること等がこれら認可の要件とされていることから、先の技術上の基準に適合させるための（設計及び）工事の計画それ自体も、当該技術上の基準に適合するものであることが必要となる。

そして、上記のように、その（設計及び）工事の計画は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けたところによるものであること、即ち、これに適合するものであることも必要であることから、結局、遡って第４号新規制法の施行当時これら許可を受けていたとしても、これら許可を変更する原子炉設置変更許可を受けて、（設計及び）工事の計画がこれに適合するところとならないと、（設計及び）工事の計画の認可は受けられないことになるところ、原子炉設置変更許可について規定する原子炉等規制法（第４号新規制法）４３条の３の８第２項が準用する同法４３条の３の６第１項４号は、原子炉設置変更許可要件の１つとして、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」を定めているものである。原子力規制委員会は、別紙３記載第５の設置許可基準規則をもってこの基準を定めている。

さらに、原子力規制委員会は、同別紙記載第６の技術基準規則をもって前記の同法４３条の３の１４の技術上の基準を定めている。

以上の規定を踏まえ、第４号新規制法の施行当時、原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可を受けていても技術基準規則に適合しない発電用原子炉施設を使用しようとする発電用原子炉設置者は、これら一連の原子炉設置変更許可、（設計及び）工事の計画の認可、使用前（事業者）検査を受けなければならないほか、同検査に先立ち、同検査についての規定を含む同法４３条の３の２４第１項所定の保安規定の認可をも受けなければならないこととなる。そして、原子力規制委

員会は、第４号新規制法の施行に先立ち、その決定をもって、前記両規則の運用上の解釈準則となる審査基準として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「設置許可基準規則解釈」という。）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「技術基準規則解釈」という。）等を制定しているほか、これら許認可の審査時に審査官が参照する手引となる内規として、同じく同委員会の決定をもって、審査事項の分野ごとに、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（地質ガイド）、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（地震ガイド）、基準津波及び対津波設計方針に係る審査ガイド（津波ガイド）、基準地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（地盤ガイド）等の審査ガイドを策定し、許認可審査書においてこれら審査ガイドを参照した旨にも言及されることが通例となっている。

以上のような第４号新規制法による規制の下で、原子力規制委員会が、許認可の審査の基準又は参照先としている設置許可基準規則及び技術基準規則等の規則に定められた基準、設置許可基準規則解釈及び技術基準規則解釈等の審査基準並びに内規たる審査ガイド（以下「新規制基準」と総称する。乙Ａ７の３の２２～２５頁参照）における考え方の抜粋は、以下のようなものである（以下、各項目の見出し又は段落の末尾に、乙Ａ７の３の関連する頁を示す。）。

(1) 総論

前記３(1)の核分裂の原理から、原子力発電においては核分裂連鎖反応を制御することが安全確保上重要であり、原子炉は、①異常を早期に検知して緊急を要する異常を検知した場合には緊急停止できる設計とし、緊急停止した後も、②核分裂生成物として蓄積された放射性物質の崩壊熱その他の残留熱を除去し、③放射性物質の異常な放出を防止する機能が、原子炉施設の安全性を確保するために重要な基本的安全機能である。これらの安全機能について、重要度が特に高い安全機能を有するものは、多重性（同一の機能を有し、かつ、同

一の構造、動作原理その他の性質を有する２以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在すること。設置許可基準規則２条１７号）又は多様性（同一の機能を有する２以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、２以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる共通要因又は単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる従属要因によって同時にその機能が損なわれないこと。同条１８号）を確保し及び独立性（２以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないこと。同条１９号）を確保する設計とする。（３４～３７頁）

安全施設の機能が喪失する原因には、安全施設を構成する設備の偶発故障とそれ以外の故障があり、後者は自然現象と外部人為事象といった発電所外の外部事象による故障と、内部火災、内部溢水等の発電所内の事象による故障があり、設備の偶発故障に対しては、設備に高い信頼性を要求してそもそも設備が偶発的に故障しないようにするとともに、複数の設備が偶発故障することを防ぐために、その要因を排除することを要求している。設備の偶発故障以外による設備の故障に対しては、その原因となる外部事象や発電所内の事象が、２つ以上の系統又は危機に同時に作用する共通要因として故障を発生させ得るものであることから、これが発生すること自体を防ぐための対策を求めており、以下の地質・地質構造、地盤、地震及び津波に対する対策はここに位置付けられ、外部事象に対して損傷の防止を考慮するとともに、設計上の考慮の妥当性については、外部事象により安全機能が失われないよう、原子炉施設の基本設計ないし基本設計方針に係る事項が審査される。（１０２～１０３・１０９～１１１頁）

一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持っ

た幾つかの障壁（防護レベル）を用意して各々の障壁が独立して有効に機能することを求めることを深層防護といい、設置許可基準規則は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）が設計に適用して構築している５つの防護レベルによる深層防護の考え方を確認して、「第２章　設計基準対象施設」で以下の第１ないし第３の防護レベルに相当する事項を、「第３章　重大事故等対処施設」で主に第４の防護レベルに相当する事項を、それぞれ要求している。その５つの防護レベルによる深層防護とは、第１に、通常運転状態からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止することを目的として、品質管理及び適切で実証された工学的手法に従って発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保守及び運転されることの要求、第２に、発電所で運転期間中に予期される事象（運転時の異常な過渡変化。設置許可基準規則２条２項３号）が事故状態に拡大することを防止するため、通常運転状態からの逸脱を検知し、管理することを目的として、発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立の要求、第３に、第２のレベルで制御できず、設計基準事故に進展した場合において、事故を超える状態に拡大することを防止するとともに発電所を安全な状態に戻すことができることの要求、第４に、第３のレベルでの対策が失敗した場合を想定し、事故の拡大を防止し、敷地外の汚染を回避又は最小化すること等の重大事故の影響を緩和する施設・設備、体制・手順等の要求、第５に、重大事故に起因して発生し得る放射性物質の放出による影響を緩和することを目的として、緊急時対応施設の整備と緊急時計画と緊急時手順の整備の要求である。（６４～６６・１１７・１３５～１４０頁）

(2) 地質・地質構造、地盤の安全性（９６～１０１・２１９～２２９頁）

ア　支持力に対する安全性

設計基準対象施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度（いわゆる耐震重要度分類。後述）に応じて算定される地震力が作用した場合にお

いても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設け、又は施設しなければならず（設置許可基準規則３条１項本文、４条２項、技術基準規則４条本文）、そのうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（いわゆる耐震重要度分類Ｓクラスの施設。以下「耐震重要施設」という。）にあっては、基準地震動による地震力（後述）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない（設置許可基準規則３条１項本文括弧書き、４条３項）。（設置許可基準規則解釈別記１第３条１項、別記２第４条２項）

重大事故等対処施設は、①特定重大事故等対処施設にあっては、耐震重要度分類に応じて算定される地震力が作用した場合及び基準地震動による地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に、②常設の重大事故防止設備（以下「常設重大事故防止設備」という。）であって耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。）又は③常設の重大事故緩和設備（以下「常設重大事故緩和設備」という。）が設置されるものにあっては、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に、④それ以外の常設重大事故防止設備が設置されるものにあっては、耐震重要度分類に応じて算定される地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に、それぞれ設け、又は施設しなければならない（設置許可基準規則３８条１項、技術基準規則４９条）。

イ　変形に対する安全性

設計基準対象施設のうち耐震重要施設は、変形（地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持基盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。）し

た場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない（設置許可基準規則３条２項、設置許可基準規則解釈別記１第３条２項）。

重大事故等対処施設のうちアの④を除くものは、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない（同規則３８条２項）。

ウ　変位に対する安全性

設計基準対象施設のうち耐震重要施設は、変位（将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。）が生ずるおそれがない地盤に設けなければならず（設置許可基準規則３条３項）、重大事故等対処施設のうちアの④を除くものにあっても同様である（同規則３８条３項、２項）。

ここで、「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」るとは、将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置することをいい、「将来活動する可能性の断層等」とは、震源等として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変異が生じる断層に加え、支持地盤まで変異及び変形が及ぶ地すべり面を含め、後期更新世（約１２万ないし１３万年前）以降の活動が否定できない断層等をいうが、その認定に当たって、後期更新世の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世（約４０万年前）以降まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価し、さらに、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断する（設置許可基準規則解釈別記１第３条３項）。

(3) 地震に対する安全性（８５～１０１・２３０～３０１頁）

ア　耐震重要施設の安全性

設計基準対象施設のうち耐震重要施設は、基準地震動による地震力及びその地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、当該地震力に対して安全性が損なわれるおそれがないよう施設し、かつ、当該斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない(設置許可基準規則４条３項、４項、技術基準規則５条２項、３項)。

ここで「基準地震動による地震力」は、発電用原子炉施設の供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力をいうが(設置許可基準規則４条３項)、ここにいう「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造(サイト特性の考慮)並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。そして、(a)「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震(震源特性の考慮)について、敷地に大きな影響を与えると予想される地震(以下「検討用地震」という。)を複数選定し、選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映して(伝播経路特性の考慮)策定し、(b)「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の２種類を検討対象として、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定する。これらの基準地震動の策定

に当たっての調査は、目的に応じた調査手法を選択するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性の精度を確保し、その策定過程に伴う各種の不確かさ（震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、応力降下量、破壊開始点及び破壊伝播速度等の不確かさ、並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ）については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮する。そして、「基準地震動による地震力」は、基準地震動を用いて水平２方向（免震構造を採用する場合にあっては水平２方向及び免震装置にとって最も厳しくなる方向）及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして、建物・構築物と地盤との相互作用並びに建物・構築物及び地盤の非線形性を、必要に応じて考慮し、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定して算定する。（設置許可基準規則解釈別記２第４条５項、７項）

そして、基準地震動による地震力に対して「安全機能が損なわれるおそれがない」とは、①耐震重要施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視施設（以下「津波防護施設等」という。）並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物以外のものについては、(i)建物・構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、構造物全体としての変形能力について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を有することで、(ii)機器・配管系は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持することで、それぞれ安全機能を保持できることを、②津波防護施設等及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、常時作用して

いる荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮して、（中でも津波防護施設及び建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力について十分余裕を有するとともに、）それぞれの施設・設備に要求される津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能が保持できることを、それぞれいい、いずれも耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。さらに、周辺斜面については、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、そのおそれがある場合には、当該部分の除去及び斜面の保持等の措置を講ずることにより、耐震重要施設に影響を及ぼすことがないようにする。（設置許可基準規則解釈別記２第４条６項、８項）

イ　設計基準対象施設全般の安全性

また、設計基準対象施設全般は、耐震重要度分類に応じて算定される地震力に十分に耐えることができるものでなければならず、その地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない（設置許可基準規則４条１項、２項、技術基準規則５条１項）。

耐震重要度分類は、地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉が停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設及び自ら放射性物質を内蔵している施設（異常発生防止系）、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設（異常影響緩和系）並びにこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものをＳクラス、安全機能を有する施

設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラス施設と比べて小さい施設をＢクラス、Ｓクラスに属する施設及びＢクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公益施設と同等の安全性が要求される施設をＣクラスとし、「地震力に十分耐える」とは、これらに応じた地震力に対して施設全体として概ね弾性範囲の設計がされること（施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下にとどめること）をいう。（設置許可基準規則解釈別記２第４条１項、２項）

津波防護施設等を除くＳクラスの施設については、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐えること、Ｂクラスの施設については静的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲に耐えるとともに共振のおそれのある施設については弾性設計用地震動に２分の１を乗じた地震動の影響についての検討を行うこと、Ｃクラスの施設については、静的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐えることなどを要する（設置許可基準規則解釈別記２第４条３項）。

なお、Ｓクラスの施設は、アの耐震重要施設と同義であるが、基準地震動による地震力によって安全機能（安全性）が損なわれるおそれがあってはならないのとは別に、上記の意味において地震力に十分耐えるものであることを要する。弾性設計用地震動は、これによる地震力に対し施設全体として概ね弾性範囲に留まっていることを確認することで、これを超える地震動に対しても余裕を持った設計となり、これにより基準地震動による弾塑性解析結果の信頼性を担保し、安全機能の保持をより高い精度で確認できることから、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が、目安として０．５を下回らないような値で、工学的判断に基づいて別途設定するものであり、これによる地震力は、水平２方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして、建物・構築物と地盤との相互作用並びに建物・構築物及び地盤の非線形性を、

必要に応じて考慮して、算定する。また、静的地震力による設計手法は、一般建築物で広く用いられているものであり、一般建築物の構造基準である建築基準法との対比も分かりやすいことから、基準地震動や弾性設計用地震動による動的な解析と併せて耐震設計の信頼性を高める役割を担い、一般産業施設と同等の安全性が要求されるＣクラスの施設には一般産業施設と同じ水平地震力を、より上位のＢクラス及びＳクラスの施設には、それぞれその１．５倍、３倍の地震力を設定する。(設置許可基準規則解釈別記２第４条４項)

ウ　重大事故等対処施設の安全性

重大事故等対処施設は、①特定重大事故等対処施設にあっては、耐震重要度分類に応じて算定される地震力に十分耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの、②常設耐震重要重大事故防止設備が設置されるもの又は③常設重大事故緩和設備が設置されるものにあっては、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの、④それ以外の常設重大事故防止設備が設置されるものにあっては、耐震重要度分類に応じて算定される地震力に十分耐えることができるものでなければならず、そのようなものとして施設しなければならない。また、いずれの重大事故等対処施設も、基準地震動によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、そのおそれがないように防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。(設置許可基準規則３９条、技術基準規則５０条)

(4) 津波に対する安全性（３０２～３３０頁）

設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、安全機能が損な

われるおそれがないものでなければならず、そのおそれがないように防護措置その他の適切な措置を講じなければならない（設置許可基準規則５条１項、技術基準規則６条１項）。

ここにいう「基準津波」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを、津波の発生要因として、(a)地震（プレート間地震、海洋プレート内地震、海域の活断層による地殻内地震）のほか、(b)地滑り（陸上及び海底）、斜面崩壊その他の地震以外の要因（火山現象）、及び(c)これらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定し、基準津波の時刻歴波形を示す際は、敷地前面海域の海底地形の特徴を踏まえ、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、施設から離れた沿岸域における波形を用いる。この基準津波の策定に当たっての調査は、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保する。そして、基準津波による遡上津波は、敷地周辺における津波堆積物等の地質学的証拠及び歴史記録等から推定される津波高及び浸水域を上回っていることを要し、耐津波設計の十分な裕度を含めるため、基準津波の策定の過程に伴う不確かさの考慮に当たっては、基準津波の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる波源特性の不確かさの要因（断層の位置、長さ、幅、走向、傾斜角、滑り量、滑り角、滑り分布、破壊開始点及び破壊伝播速度等）及びその大きさの程度並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさを十分踏まえた上で、適切な手法を用いる。（設置許可基準規則解釈別記３第５条１項、２項）。

そして、基準津波に対して「安全機能が損なわれるおそれがない」とは、①Ｓクラスに属する施設（津波防護施設等を除く。以下の③において同じ。）の設置された敷地等においては、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させず、また、取水路及び排水路等の経路から流入させないため、浸水防止設

備及び津波監視設備を除くＳクラスに属する設備を内包する建屋及び屋外設置の当設備は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置するか、これが到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形・標高及び河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回込みを含め敷地への遡上の可能性、並びに、地震による変状又は繰り返し襲来する津波による洗掘、堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響をそれぞれ検討し、取水路又は放水路等の経路から津波が流入する可能性についても検討して、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を施すことにより、津波の流入を防止することを、②取水・放水施設及び地下部等においては、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止することを、③①②を除くＳクラスに属する施設は、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離することを、④(i)津波防護施設は、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びに滑り及び転倒に対する安定性を評価し、(ii)浸水防止設備は、浸水想定範囲等における津波や浸水による荷重等に対する耐性等を評価し、それぞれ越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定する津波をいう。）に対して津波防護機能又は浸水防止機能が十分に保持することを、⑤津波監視設備は、津波の影響（波力及び漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分保持できることを、それぞれいい、いずれも地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰り返しの来襲による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）を考慮して設計する（設置許可基準規則解釈別記３第５条３項）。

重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、そのおそれがないように防護措置その他の適切な措置を講じなければならない（設置許可基準規則４０条、技術基準規則５１条）。

5　本件に固有の前提となる事実（争いがない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア　原告らは、いずれも本件発電所から半径２５０㎞圏内に居住する者である。

イ　被告は、愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、長野県及び静岡県（富士川以西）において一般電気事業を営む株式会社であり、静岡県御前崎市佐倉５５６１番地に本件発電所を設置する者である。

(2) 本件発電所の原子炉の概要

ア　許認可等の経緯

本件発電所は、１号機ないし５号機により構成され、各号機は、それぞれ下表記載のとおり、各年月に原子炉運転のために必要となる許認可を受け、建設工事に着手し、営業運転を開始し、その後も一定の時期ごとに法令所定の定期検査による確認を受けてきた。

	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機
原子炉設置（増設）許可申請	S45.5	S47.9	S52.12	S61.11	H9.4
原子炉設置（増設）許可	S45.12	S48.6	S56.11	S63.8	H10.12
旧工事計画認可	S46.2	S48.9	S57.6	S63.10	H11.3
建設工事着手	S46.3	S49.3	S57.11	H元.2	H11.3
保安規定（変更）認可	S49.5	S53.1	S61.10	H4.11	H15.11
旧使用前検査合格	S51.3	S53.11	S62.8	H5.9	H17.1
営業運転開始	S51.3	S53.11	S62.8	H5.9	H17.1

被告は、福島第一原発事故発生前の平成２１年６月１日、規制委設置法に

よる改正前の原子炉等規制法４３条の３の２第２項に基づき、１号機及び２号機の廃止措置計画の認可を経済産業大臣に申請し、経済産業大臣は、同年１１月１８日、同計画を認可した。

イ　福島第一原発事故と本件各原子炉の運転停止

被告は、平成２３年３月１１日の東北地方太平洋沖地震当時、本件発電所において、定期検査のため３号機の運転を停止するとともに、残る４号機及び５号機を稼働させていたが、福島第一原発事故を受け、同年５月に内閣総理大臣及び経済産業大臣から原子炉の運転停止を要請されたことを受けて、３号機の運転再開を見送るとともに、同月１３日に４号機の運転を、同月１４日に５号機の運転を順次停止し、以降現在に至るまで本件各原子炉の運転を停止している。

ウ　本件各原子炉の新規制基準適合性に係る許認可の申請状況

被告は、規制委設置法施行に伴う原子炉等規制法改正後の平成２６年２月１４日、原子力規制委員会に対し、４号機について、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請をし、うち工事計画認可の申請については、耐震設計の基本方針のみを記載していたことから、令和２年原子力規制委員会規則第３号による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、同改正の前後を通じて「実用炉規則」という。）９条４項の分割申請規定に基づき、同年４月２４日付けで４号機の設計基準対象施設の基準地震動による耐震性評価について、同年８月２８日付けで４号機の重大事故等対処施設の基準地震動による耐震性評価について追加申請をした（乙Ｂ５３の１・２）。また、被告は、平成２７年１月２６日、同号機の附属施設として使用済燃料乾式貯蔵施設に係る内容を追加するため、前記のうち原子炉設置変更許可の申請を取り下げ、これを再申請した（乙Ｂ５２、乙Ｃ４）。

次いで、被告は、同年６月１６日、原子力規制委員会に対し、３号機につ

いて、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可の申請をした（乙Ｂ５６、乙Ｃ５）。

これらの４号機及び３号機に係る原子炉設置変更許可申請（以下「本件設置変更許可申請」と総称する。）に対しては、現在に至るまで原子力規制委員会による処分はされておらず、また、被告は、５号機については、現在に至るまで新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可等の申請をしていない。

なお、被告は、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第４号。以下「関係規則整備規則」という。）附則３条に、同規則の施行（第４号新規制法の施行）の際既に施設し、又は施設に着手した工事であって、第４号新規制法４３条の３の９第１項又は４３条の３の１０第１項の規定に該当するものについては、当該各条の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない旨が規定されていることを受けて、新規制基準制定前から自主的に行ってきていたとする津波に対する安全対策の強化並びに炉心冷却機能及び電源の強化等から成る安全性向上対策工事を継続している。

６　主な争点及びこれに関する当事者の主張

本件の主な争点は、本案前の争点として、(1)本件訴えの利益（争点１）、本案の争点として、(2)本件発電所の①地質・地質構造、地盤に係る安全性（争点２の１）、②地震に対する安全性（争点２の２）及び③津波に対する安全性（争点２の３）、並びに(3)新規制基準そのものの安全性（争点３）であり、これらに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 争点１（本件訴えの利益）について

（原告らの主張）

本件発電所の運転を再開するなら重大事故が発生する蓋然性があり、原告らは、重大事故の発生により、生命・身体に対する重大な被害を及ぼす放射線被ばくを受ける具体的危険にさらされる。原子力規制委員会の許可が未了であっ

ても、許可は将来なされ得るものであり、かつ、原子力発電所の稼働は、許可が下りたら直ちに開始され得るもので、その危険性は現実的であり、切迫しており、将来の稼働が予定されている以上、本件各原子炉の運転の差止めを求める利益は存在する。一般に、原子力発電所関連訴訟の審理は複雑で長時間を要するところ、原子力規制委員会の許可がないから訴えの利益がないとするのは、原告らに危険の発生を現実に待つことを強いるものであり不当であり、許可を待って訴訟を提起すべきものとするのは、住民側の救済が間に合わず、憲法３２条の裁判を受ける権利を空洞化させ、さらに、原子力規制委員会という行政の判断に過度に依存して司法審査を封じることは三権分立にも反する。

（被告の主張）

被告は、本件発電所の設計・建設時はもとより、それ以降もその時々の最新の知見や技術の発展等を踏まえた評価・検討を行い、必要に応じて対策を講ずるなどの不断の取組みを行ってきたものであり、本件発電所の安全上重要な施設は、これらの取組みを経たものとなっており、本件各原子炉の運転に起因する重大な事故が発生する具体的危険性が生ずることはないから、原告らの請求は認容されるべきではない。

一方、被告は、本件各原子炉の再稼働に向けて原子炉等規制法上必要とされるプロセスに取り組んできたものの、令和８年１月５日、本件発電所の基準地震動の策定につき、地震動評価における代表波選定が、原子力規制委員会内の「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」（以下、単に「審査会合」という。）での説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることを公表し、この事案につき、被告が設置した第三者委員会の調査を受けるとともに、原子力規制委員会の報告徴収命令及び原子力規制検査に従った対応をしていくこととしており、これらを経た上で、改めて本件発電所の安全確保に取り組み本件各原子炉の再稼働に至るまでには、相当程度の期間を要するといわざるを得ない。本件訴えの紛争の成熟性が認められないとすれば、こ

の点が理由になるものと考える。

(2) 争点２の１（本件発電所の地質・地質構造、地盤に係る安全性）について

（原告らの主張）

ア　本件発電所の敷地は、西の新野川と東の筬川に挟まれ、南は遠州灘に臨む位置にあり、海岸に近接する崖地を削り、砂浜を盛土造成した埋立地であるところ、海岸沿いの埋立地では液状化現象が生じやすいことが知られている。本件発電所の周辺は、昭和１９年の東南海地震でも液状化しており、大規模な地震により、砂状の地層が液状化する危険性が高い。

イ　また、本件発電所の敷地は、東側のフィリピン海プレートの沈降に伴う圧縮圧によって生成された女神背斜から比木向斜にかけての活褶曲構造による南北に走向する逆断層のＡ－１７断層帯の直上に位置し、比木向斜軸は本件発電所の敷地を南北に縦断し、敷地境界から１５０ｍ北で発見された断層露頭を南南西に延長した先には３号機及び４号機が位置する。被告は、当初これを活断層と認めていなかったが、原子力規制委員会の指摘を受けてこれを認めざるを得なくなった。この断層は、震源断層ではないが、東西方向の圧縮応力によって生じたものである以上、同じ方向の力が解放される南海トラフのプレート境界型巨大地震時には、同じように受動的に動く（変位する）こと（いわゆる「お付き合い断層」）が想定されており、このような地下の断層の活動によって上載地層に変位が確認されている例もある。被告は、地質学上異論の見られないお付き合い断層の存在を否定できておらず、この断層活動は、褶曲構造の更なる成長に伴う活動とは無関係である。

なお、本件発電所の敷地内及びその北側には、重力のすべりによって形成されたと考えられる海岸線とほぼ平行の東西に走向する正断層のＨ断層系が存在するところ、Ａ－１７比木断層系がＨ断層系によって切り取られていることから後者が後に形成されたとはいえるとしても、重力すべりがその時点で停止したとして、褶曲活動によるＡ－１７断層系は切られたままの状態

でも活動するから、断層の活動性に関しては「切り切られ」の関係に意味はないし、被告は、そもそもH断層系が新規制基準の求めるとおり後期更新世以降活動していないことについて、各種放射年代測定を実施・公表するなどして証明していない。

ウ　したがって、本件発電所は地質・地質構造、地盤に係る安全性を備えていない。

（被告の主張）

ア　本件各原子炉の基礎岩盤は、支持力、滑り及び沈下についても岩盤試験の結果から、施設の荷重による変形はごく小さいなど、地震時においても原子炉建屋基礎底面の傾斜は十分に小さく本件発電所の安全性に影響を与えるものではないことを確認している。

イ　褶曲は、極めて長い時間が経過するうちに成長していくとともに、地層が続成作用を受けて固結すると、造構応力が同じ方向に長期的に掛かり続けている状況でもそれ以上に褶曲による変形をしなくなり、これを褶曲活動の停止又は褶曲構造の成長の停止という。このように、断層の活動性は、広域の造構応力が同じ方向に掛かり続けていることのみによっては評価することはできないところ、本件発電所の敷地全面海域の大陸棚から陸域にかけての褶曲構造は、フィリピン海プレートが陸側のプレートに沈み込む運動に起因する造構応力によって、ゆっくりと成長していき形成されたものであると考えられ、少なくとも中期更新世の末頃までに活動を停止したと考えられる。

被告は、本件発電所の敷地の広範囲な露頭において確認される断層グループ（東西走向の正断層、南北走向の逆断層、東西走向の逆断層及び南北走向の正断層）の切り切られの関係を分析した結果、各断層グループ間の切り切られの関係からは各断層グループの最終活動時期に明確な新旧関係は見られなかったが、東西走向の正断層の中に、他の断層に切られたり併合されたりすることなく、数百mにわたって連続し、かつ、他の断層より顕著に落差

が大きい南傾斜の東西走向の正断層（H断層系）が存在することを確認し、連続する断層であると認められることから、本件発電所敷地の地盤において、H断層系が最終活動時期の最も新しい断層と考えられると評価し、これを敷地内の断層の活動性評価の代表とし、露頭観察、ブロック試料及び薄片観察等から、褶曲構造のある相良層堆積後の未固結から半固結の時代（少なくとも約２００万年前）に形成されたものと考えられ、上載地層法により後期更新世以降（約１２ないし１３万年前以降）に活動していないことを確認し、地震を起こしたり、地震の際に付随して動いたりする断層ではないと評価している。

ウ　本件発電所の敷地の地質・地質構造、地盤は、安全性が確保されている。

(3) 争点２の２（本件発電所の地震に対する安全性）について

（原告らの主張）

被告は、令和８年１月５日、原子力規制委員会において進められていた本件設置変更許可申請に係る新規制基準適合審査における重要事項である基準地震動に関するデータに関し、故意に過小評価した不正データを提出していたことを発表した。原子力規制委員会における審査は、原理上、事業者が選定・選抜したデータに基づき行われるものであり、事業者側が公正・公平な立場から自らに不利なデータであっても敢えて提出するという前提が成り立たなければ、真に適正な判断を下すことは不可能であるところ、この基準地震動の過小評価の問題は、正しい基準で評価すると、本件発電所の構造物が耐えられないことが判明したためではないかと推測するのが合理的である。

本件訴訟において、基準地震動及び耐震設計に関して、原告らは膨大な主張立証を行ってきて、被告はこれらに対する反論を行ってきたものであるが、その反論の大前提となる基準地震動の策定を不正に行って過小評価するという捏造がされていたのであるから、被告の反論のすべては不正な基礎に基づく不正な主張とみなされることとなって、その反論は有効なものとならない。

（被告の主張）

本件発電所は、南海トラフ沿いのプレート間地震の震源断層域に位置しており、その地震が敷地に与える影響が大きいことから、東北地方太平洋沖地震の発生を受けて内閣府に設置された南海トラフ検討会が、南海トラフ沿いの最新の知見に基づくとともに、同地震の教訓を踏まえ、最大クラスの地震をもたらすものとして設定した強震断層モデルに基づく地震動評価を行ってきたが、その評価結果は内閣府から提供を受けた同検討会の強震断層モデルについてのデータと比較して、概ね整合している。

また、被告は、上記地震動評価結果を踏まえて設定した改造工事用地震動（３号機、４号機につき最大加速度１２００ガル、５号機につき駿河湾の地震における地震動増幅特性を反映して設定した最大加速度２０００ガル）を用いて、本件各原子炉の原子炉停止、炉心冷却、放射性物質閉じ込め機能を有する主要施設について、耐震性が確保されていることを確認しているほか、耐震設計として、建物・構築物は原則として剛構造とするとともに重要な建物・構築物は岩盤に支持させることで地震に強い構造とした上で、安全上重要な施設について余裕を持った耐震設計を行っており、本件発電所は、高い耐震安全性が確保されている。

(4) 争点２の３（本件発電所の津波に対する安全性）について

（原告らの主張）

被告は、取水塔に関して、時期的に被告内部で基準地震動につきデータを捏造していたことが明白になった時期と思われる令和７年１１月１０日に、原告らの求釈明を踏まえて、基準地震動によって取水塔に作用する地震力及び基準津波によって取水塔に作用する波力に対し取水塔の機能が維持されることを解析によって確認し、その内容を説明して審査を受けることとしている旨を主張したが、前記争点２の２において述べたとおり、被告は、基準地震動について捏造による不正を行っているのであるから、極めて対応困難な巨大津波の波

高予測や対津波設計に関連しても同様の不正が行われている蓋然性が極めて高いことが推認される。

（被告の主張）

本件発電所は、南海トラフ沿いのプレート間地震の震源断層域に位置しており、その津波が敷地に与える影響も大きいことから、被告は、南海トラフ検討会が、南海トラフ沿いの最新の知見に基づくとともに、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、最大クラスの津波をもたらすものとして設定した津波断層モデルによる津波が本件発電所に与える影響を評価してきたが、被告による津波高の評価結果は、同検討会の津波断層モデルによる本件発電所付近の津波高の最高水位と概ね整合するものとなっている。

また、本件発電所の津波への対応として、防波壁に加え、各取水槽に取水槽溢水防止壁を設置し、南海トラフ検討会の津波断層モデルによる津波に対して敷地内への溢水を防止できる対策を実施しているほか、水密扉の設置等による建屋内浸水防止対策、並びに緊急時に原子炉への注水を行う注水機能、原子炉内の崩壊熱を外部に放出する除熱機能及電源の確保といった対策を講じており、南海トラフ検討会の津波断層モデルと同等の波源モデルによる当時の基準津波に対して、敷地が浸水せず、本件発電所の安全機能が損なわれることがないことを確認している。

(5) 争点３（新規制基準そのものの安全性）について

（原告らの主張）

被告は、本件設置変更許可申請について、新規制基準適合性に係る審査であるとの前提で、繰り返し新規制基準に沿って検討を行った旨を主張しているが（もっとも、その大半が捏造による不正であった。）、以上の地質・地質構造及び地盤、地震、津波に対する対策に関する部分を除いても、以下のとおり、新規制基準でも旧原子力安全委員会の策定した旧安全指針類の不備、欠陥は是正されておらず、新規制基準に適合したからといって原子力発電所の安全性は確

保されない。

ア　立地審査において、現実に発生した福島第一原発事故と同様の事故を想定して、原子炉から一定の距離の範囲を非居住区域とし、その外側の一定の範囲を低人口地帯とする離隔要件の基準を設けるべきところ、離隔要件は適用しないこととされ、その審査は行われない。

イ　設計基準において共通要因故障を考えずに、設計基準事故は単一故障の仮定で判断し、共通要因故障はシビアアクシデント対策で対応すればよく、かつ、シビアアクシデント対策は設計段階での多様性及び独立性が担保されない可搬設備で対応するとされているが、恒設設備に比べ確実性に劣る。また、シビアアクシデント対策としての共通要因故障についても、それが何によって起こるかは考えず、事故原因から自然現象を除外しているため、同時故障の可能性を評価すべき事象を適切に包絡していない。

例えば、外部電源については、２系統の独立性を要求したものの、耐震重要度分類の変更はなく、耐震性を高めなければ外部電源が同時に損傷する事態を防げないし、外部電源喪失時の非常用電源設備及びその喪失に備えた代替電源設備についても、電気供給を継続することが可能な時間を基準として要求しただけで、この基準を満たす具体的内容が制定されていない。そのほか、格納容器損傷や使用済燃料プールの損壊等の大規模損壊時の対策も抽象的で、大規模損壊時に何を防止、緩和できるのかが不明である。

シビアアクシデント対策としてのベントの設置も、その本質は安全確保策ではなく、有害物質の放出として本来違法であり、そもそも安全確保策ではないから、その適用を排除して、容量が小さく容易に設計圧を超えるような原子炉格納容器は不合格とすることが必要である。

（被告の主張）

ア　新規制基準は、立地地点に係る自然的立地条件等について、地盤、地震、津波等の外部事象等による損傷防止の観点で、個別具体的な要求を規定して、

これらにより安全機能が損なわれると評価される場合には立地が制限されるとともに、設計基準を超える事故に関しては、重大事故等対策が求められ、重大事故等対策自体の有効性を評価することで、より適切に災害の防止上支障がないと判断できるとして、安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていることを基準として採用しないこととされたなど、現在の規制体系（新規制基準）においても適切に考慮、判断されている。

イ　新規制基準は、共通要因故障の防止に関し、事故防止対策において、重要な安全機能を有する設計基準事故対処設備について、①自然現象等による共通要因故障の防止を図った上で、②機器の異常等の偶発的な故障に備えた多重性又は多様性及び独立性を考慮した対策の設計に当たっては、設計基準事故に対する安全評価として、単一故障を仮定する厳しい条件下においてもなおその安全上重要な機能が失われることがないことを確認することを求め、当該設備は、高度の信頼性が求められることから、偶発故障を引き起こすこと自体まれで、かつ、物理的方法又はそのほかの方法によりそれぞれ互いに分離することが求められることから、共通要因や従属要因によって複数の設備が同時に偶発的故障を起こすことは極めてまれで、設計基準としては単一の設備故障のみを考慮すれば十分な安全性を確保できるとし、一方、外部事象については、共通要因故障の要因となることを防止し、安全機能を喪失するようなことがないような設計とすることで共通要因故障による設計の妥当性評価は不要であるとしているのであり、原告らはこのような新規制基準の考え方を理解していない。重大事故等対策を可搬型設備によるのを基本としているのも、常設設備による対策に依存しすぎると想定を超えた事象に対処することが困難になる可能性があるのに対し、可搬型設備の場合は柔軟性があり、選択肢を広げる等の対策が可能となり、常設設備と比べ経験則的に耐震上優れた特性が認められることが考慮されているものである。

電源設備についても、事故時には外部電源系に依拠せず、耐震重要度Ｓク

ラスの非常用電源設備により安全上重要な機能を確保するための電力を供給するのであるし、非常用電源設備及び代替電源設備について、電気供給継続時間を基準としているのも、より良い対策が立案されることを促すため、性能要求として規定されているものである。大規模損壊対策は、事故防止対策及び重大事故等対策を講じた上でなお、残存した設備を用いて、大規模損壊が発生した場合への対応のための手順や体制等に基づき、炉心の著しい損傷や格納容器の破損などを緩和するための対策や放射性物質の放出を低減するための対策であり、特定の事故シーケンスを想定せずに諸対策を講ずることを求めるものであるから、具体的な設備要求が明らかではないとの原告らの主張は、そもそも大規模損壊対策の考え方を理解していない。

原子力規制委員会は、格納容器の型式にかかわらず、放射性物質の総放出量について、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであることを求めているところ、フィルタベント設備を使用した場合の放射性物質の放出量についても、規制値基準を設けている。

第３　争点１（本件訴えの利益）についての判断

１　人格権に基づく差止め請求の要件

原告らは、本件各原子炉の運転を再開すれば、地震や津波等による重大事故が発生する蓋然性があり、当該重大事故の発生により原告らの生命・身体に重大な被害を及ぼす放射線被ばくを受ける具体的な危険があると主張して、人格権に基づく妨害予防請求として本件各原子炉の運転の差止めを求めるものである。

もとより人格権としての生命、身体は、極めて重大な保護法益であり、物権と同様に排他性を有する権利であって、その人格権の内容として、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防する妨害排除請求権や妨害予防請求権を観念することはできるが、このうち現に侵害行為が行われていない場合において妨害予防請求権を行使するためには、これらの法益が侵害されるおそれがあることを要し（占有保全の訴えに関する民法１９９条参照）、妨害予防の

訴えが適法であると認められるためには、原告となる人格権の主体において単に危惧を抱くというにとどまらず、通常一般人から見て将来に法益侵害を生ずべき客観的可能性がある行為が、具体的に特定されていることを要するというべきである。というのも、将来実際に行われるかどうかが不透明で侵害内容を特定すること自体が困難な行為については、その行為が人格権主体の生命、身体を将来侵害するものであるか否かを裁判所が確定して判断することも不可能であって、憲法３２条の趣旨を十分に勘案しても、このような不可能な判断を求めて有限の司法資源を利用する権利を法が認めていると考えることはできないからである。

そして、ここで通常一般人から見て将来に法益侵害を生ずべき客観的可能性がある行為が具体的に特定されているといえるためには、少なくとも将来行われるとされる生命、身体に対する侵害がどのような行為であるかを特定することができ、かつ、それが将来の事情に左右されずに相当確実に行われるであろうと考えられる程度には侵害行為のおそれが具体化して紛争が成熟していることを要し、これが認められない場合には、妨害予防の訴えの利益がないというべきである（この点、行政事件に関するものではあるが、最高裁判所令和元年７月２２日第一小法廷判決・民集７３巻３号２４５頁において、将来の行為の差止請求訴訟の訴訟物は、将来の行為をしない不作為義務の存否が審理の対象になる点で、将来の不作為義務の確認を求める訴えにおける訴訟物と実質的に異なるところがないことが判示されているところ、人格権に基づき将来の不作為義務の確認を求める訴えが提起された場合において、その確認の訴えの利益が認められるために必要な紛争の成熟性の有無を検討するに際しては、上記と同様の要素を考慮して判断すべきと考えられることと同断である。）。

２　原子力発電所の運転差止訴訟における紛争の成熟性の判断基準

(1)　これを原子力発電所の周辺住民がその生命、身体の人格権に基づいて原子炉の運転の差止めを求める訴訟についてみると、原子力発電所は、発電のために核燃料物質を燃料として使用し、その運転により、人体にとって極めて有害で

ある放射性物質を原子炉内に多量に発生させる施設であって、ひとたび事故等で原子炉内の放射性物質が管理不全の状態で流出すれば、周辺住民の生命、身体等に回復し難い重大な被害を及ぼすおそれがあることは福島第一原発事故からも明らかである。

このような放射性物質の流出により生じ得る被害の重大さに照らせば、原子力発電所を運転するに際しては、周辺住民の生命、身体に対する侵害がないようにするという意味でも、その安全性が厳に確保される必要があることはいうまでもないが、そのような意味で裁判所が周辺住民の生命、身体に対する侵害のおそれがあるか否かを判断する上では、運転時に予定されている安全性確保のための措置等の十全性の有無を審査することができる程度には当該措置等の内容が具体的に特定されていることを要するというべきである。

(2) この点、現に存在する原子炉をそのまま、あるいはせいぜい軽微な変更を伴う程度で運転することが予定されているような場合であれば、裁判所としては、基本的に現状の安全性確保等のための措置の十全性を審査すれば足りるから、運転の差止めを求める訴えの利益に欠けるところはないというべきであるが、このような観点から本件についてみると、現に存在はするものの、いまだ原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査を通過しておらず、前記第２の４の冒頭部記載の新規制基準の位置付けや刑事罰を定める罰則が存在することに照らし、この適合性審査による許認可を受けなければ、新規制基準に適合した原子炉としては稼働できる見込みのない本件各原子炉について、被告が、独自の判断により新規制基準への適合を要しないとして、運転、稼働することは、被告の社会的立場に鑑みても、弁論の全趣旨に照らしても、およそ想定することができないといわなければならない。

(3) 一方、現に物理的に存在する原子炉ではあっても、その設計が大幅に変更された上で運転することが見込まれるような場合においては、運転の差止めを求める訴えの利益が認められるためには、少なくとも将来の運転を計画するに際

しての当該原子炉及び附属施設等の設計内容を特定することができ、かつ、そのような設計内容のものとして原子炉が運転されるであろうことが相当確実といえる程度には、将来の原子炉の運転の内容の見通しが具体化していることが必要というべきである。

この点について、原告らは、原子力規制委員会の許認可後でないと訴えの利益が認められないとすると、憲法３２条で保障された裁判を受ける権利を空洞化させるかのように曲解しているようであるが、当裁判所としても、原子力規制委員会の許認可前の段階であっても、将来の運転を計画するに際しての原子炉及び附属施設等の設計内容を特定することができ、かつ、そのような設計内容のものとして原子炉が運転されるであろうことが相当確実といえる程度に見通しが立つような状態であれば、運転の差止めを求める訴えの利益を直ちに否定しようとするものではない。

しかしながら、例えば、運転、稼働の前提となる原子炉及び附属施設等の設計に関する原子力規制委員会に対する許認可の申請自体がそもそもされておらず、申請内容が定まっていないために、将来の運転を計画するに際しての原子炉及び附属施設等の設計内容を特定することができない場合であるとか、一応形式的には許認可の申請がされていたとしても、原子力規制委員会における審査経過に応じて、その申請内容を流動的に変容させることなどが予定されていて、実質的な意味ではいまだ申請内容が定まっておらず、概ね程度でも現状の申請内容どおりに将来原子炉を運転、稼働させる見通しが具体化しているとはいえないような場合には、裁判所として、設計変更を予定された将来の原子炉の運転が周辺住民の生命、身体を侵害するものであるか否かを審査、判断すること自体が困難であるといわざるを得ないため、紛争が成熟していないものとして、妨害予防の訴えの利益は認められないというべきである。

(4) そこで上記(3)の観点から、本件各原子炉の将来の運転、稼働内容の特定性についてみると、まず、５号機については、前記第２の５の本件に固有の前提

となる事実(2)ウのとおり、本件口頭弁論終結時において原子炉設置変更許可の申請すら行われておらず、その運転、稼働時における原子炉及び附属施設等の設計内容すら特定することができない状態にあるから、およそ紛争として成熟しておらず、その余の点につき判断するまでもなく、その運転の差止めを求める訴えの利益には欠けるといわなければならない。

一方、３号機及び４号機については、本件設置変更許可申請がされており、いまだこれらの申請に対する原子力規制委員会の審査中である現況の下にあるため、将来の運転を計画するに際してのこれらの原子炉及び附属施設等の設計内容を特定することができ、かつ、そのような設計内容のものとしてこれらの原子炉が運転されるであろうことが相当確実といえる程度に運転、稼働の内容の見通しが具体化しているものとして、これらの原子炉の運転の差止めを求める訴えの利益を認めることができるか否かを、以下、項を改めて検討する。

３　認定事実

前記第２の５の本件に固有の前提となる事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨並びに当裁判所に顕著な事実によれば、３号機及び４号機に係る本件設置変更許可申請に対する原子力規制委員会における審査の状況と本件訴訟の経過について、以下の各事実が認められ、これらに反する証拠はない。

(1) 新規制基準導入後初期の本件訴訟における主張等の状況

被告は、本件訴訟係属後に新規制基準が導入された後の平成２６年２月１４日、原子力規制委員会に対し、４号機について、原子炉設置変更許可申請をしたところ、本件訴訟においては、本件発電所の地震及び津波に対する安全性に関し、同年７月１７日付け準備書面（１０）において、新規制基準を踏まえて策定したとする基準地震動（ただし、新規制基準導入前に旧原子力安全委員会が平成１８年９月１９日に改訂した耐震設計審査指針（以下「旧改訂指針」という。）における用語に準拠して「基準地震動Ｓｓ」の語が用いられた。以下、各準備書面の主張の要点を記載するに際しては、そこで用いられた語をそのま

ま引用する。）及び基準津波についての主張を行い、平成２６年７月２４日の本件第１４回口頭弁論期日においてこれを陳述し、同年８月２９日付け準備書面（１１）及び同年１１月２０日付け準備書面（１２）においても基準地震動Ｓｓの策定過程についての主張を敷衍し、それぞれ同年９月４日の本件第１５回口頭弁論期日及び同年１１月２７日の本件第１６回口頭弁論期日においてこれらを陳述した。

そして、被告は、平成２７年１月２６日、４号機の附属施設として使用済燃料乾式貯蔵施設に係る内容を追加するため、上記原子炉設置変更許可の申請を取り下げて再申請をしたところ、本件訴訟においては、本件発電所の地盤の安全性に関し、同年３月４日付け準備書面（１６）において、地盤の液状化について、同年５月１４日付け準備書面（１７）において、Ｈ断層系の活動性に係る評価について主張し、それぞれ同年３月９日の本件第１８回口頭弁論期日及び同年５月２１日の本件第１９回口頭弁論期日においてこれらを陳述した。

さらに、被告は、同年６月１６日、原子力規制委員会に対し、３号機について、原子炉設置変更許可の申請をしたところ、本件訴訟においても改めて、本件発電所の地震及び津波に対する安全性に関し、平成２７年１１月１９日付け準備書面（１９）において、基準地震動Ｓｓ及び基準津波について主張したが、その後当面当裁判所の争点整理に伴ってその陳述が留保されていた間の平成２８年１０月１１日の本件進行協議期日において、「今後、審査内容を踏まえて被告側の主張が変わることは避けられない」趣旨を述べた。

(2) 原子力規制委員会における平成３０年までの本件設置変更許可申請に対する審査の状況

原子力規制委員会における原子炉設置変更許可申請に係る審査は、審査会合（本件発電所以外の他の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査も担っている。）において、一般に、地質・地質構造、地盤、地震及び津波等に関する事項についての審査とプラントに関する事項についての審査とに分けて行わ

れ、基本的に、前者を担当する耐震班において敷地の地質・地質構造、基準地震動及び基準津波等に係る審査を終えた後、後者を担当するプラント班において、基準地震動及び基準津波を前提とした耐震設計方針及び耐津波設計方針等のほか、重大事故等への対策についての審査を行う手順がとられるところ、この頃の地質・地質構造に係る審査の状況は以下のようなものであった。

ア　被告は、本件発電所敷地の地質・地質構造に係る安全性についての耐震班審査のため、平成２８年３月１８日の第３４３回審査会合に向けて「浜岡原子力発電所敷地周辺の活断層評価」と題する資料を作成し、本件発電所の所在場所にある褶曲構造によるＡ－１７グループ断層帯について、それまでの審査会合におけるコメントを踏まえても後期更新世以降（約１２万ないし１３万年前以降）活動しておらず、「将来活動する可能性がある断層等」ではないものとして評価していたが（甲Ｂ７７）、同審査会合において、「Ａ－１７グループの上載地層が存在しない範囲について、『震源として考慮する活断層』に該当しないかより慎重に検討すること。」などのコメントがされたことを受けて、同年６月１７日の第３７０回審査会合に向けて同資料を更新し、「Ａ－１７グループ」に関して、Ａ－１７グループの上載地層が存在しない範囲について、なお「震源として考慮する活断層」とは考えられないが、審査におけるコメントを踏まえて、より慎重に評価することとし、上載地層が存在しない範囲について最大となるように北端のｏ－ｏ´断面から南端のＮｏ．８測線までの１４．１㎞を「震源として考慮する活断層」と評価し「Ａ－１７断層」とするものとして提出した（甲Ｂ７８）。

しかし、同審査会合において、「Ａ－１７断層の北端について、止めとしているｏ－ｏ′断面はデータが十分ではないと考えられるので再検討すること。」などのコメントがされたことを受けて、被告は、同年１１月４日の第４１３回審査会合に向けて同資料を更に更新し、Ａ－１７断層北端の止めについて、ｏ－ｏ´断面では、追加調査を行ったものの、確認地点が少なく褶曲

軸を横断して幅広く分布していないことを踏まえて、より慎重に評価することとし、褶曲軸を横断して幅広く分布する複数の露頭やボーリング調査結果がありデータが充実しているｆ－ｆ´断面と背斜軸との交点をＡ－１７断層の北端の止めとして、同地点から南端のＮｏ．８測線と向斜軸との交点までの長さ１５．７㎞を「震源として考慮する活断層」と評価し「Ａ－１７断層」とするものと改めた（甲Ｂ７９、乙Ｂ１１７）。

イ　また、被告は、平成２９年２月１７日の第４４３回審査会合に向けて「浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）」と題する資料を作成し、本件発電所敷地の断層については、H断層系が、その規模（連続性、落差）が最も大きく、また最後に活動したと考えられるとした上で、H断層系は、上載地層法による調査、断層の詳細性状の調査のいずれにおいても、後期更新世以降には活動していないと考えられることから、本件発電所の敷地の地質構造は、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないと考えられると評価したが（甲Ｂ８０）、同審査会合や同年３月２７日及び翌２８日の現地調査並びに平成３０年４月６日の第５６３回審査会合で数多くのコメントがされたことを受けて、同年８月３日の第６０３回審査会合に向けて「浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）敷地の地形、地質・地質構造、H断層系の分布・性状等」と題する資料を改めて作成した（甲Ｂ８４）。

(3) 平成２９年から令和４年初頭までの本件訴訟における審理の状況

ア　原告らは、上記(2)のうち平成２９年２月までに作成、更新された被告の資料に基づき、同年６月２３日付け原告準備書面３２において、本件発電所は御前崎周辺におけるプレートの沈降による地殻変動が現在まで継続している活褶曲構造による活断層帯にあり、被告はこれまでＡ－１７グループを活動層と認めてこなかったものの、同年２月１９日の第４４３回審査会合において４号機及び５号機直下を南北に貫く断層の存在を初めて明らかにし

たし、また、南北方向のＡ－１７活断層と東西方向のＨ断層系とでは、生成原理が根本的に異なるから、変位量の規模の大小は活動性判断において意味がないし、両断層の切り切られの関係も切られた状態のままで活動することを否定しないから意味はなく、本件発電所はいわば「活断層の巣」の上に存在しており、４号機及び５号機は新規制適合性審査に適合しないことは明らかであるなどと主張し、同年７月６日の本件第２９回口頭弁論期日においてこれを陳述した。

イ　被告は、これに対し反論を行うとしていたが、その後も原告らの他の準備書面に対する反論のみを行って推移し、約１年弱を経過した平成３０年６月１４日の本件進行協議期日においても、原告準備書面３２に対する反論については、被告の主張の方針が固まってから行う予定であるが、同日時点でその時期については不明である趣旨を述べ、その後、令和元年５月２１日までの本件各口頭弁論期日と同日に開かれた各進行協議期日においても、同様の趣旨を述べた。

ウ　この間、原子力規制委員会が、平成３０年１２月の審査会合で、被告に対し、プレートの破壊が始まる場所（破壊開始点）を特定しないようにするなど不確実性を考慮して、基準津波を２１．１ｍと算定した被告の設定条件より厳しい条件で基準津波の策定を求めたとされ、これを受けて、被告が福島第一原発事故後に着手した安全性向上対策工事において当初海抜１８ｍで建設を始めたもののその後海抜２２ｍに嵩上げされた経緯のある防潮提について、更なる嵩上げを検討していることを、被告代表者が報道機関のインタビューに対して認めた旨の平成３１年１月４日の報道（甲Ｂ８８）を受けて、原告らは、同年２月２７日付け原告準備書面４０において、被告の津波高シミュレーションに問題があったことや、当初海抜１８ｍで設計した防波壁を更に嵩上げすることとなれば、全体の耐力に影響を及ぼすことなどを主張し、翌２８日の本件第３６回口頭弁論期日においてこれを陳述した。

さらに、同年３月３日に放映されたＮＨＫの津波に関するドキュメンタリー報道（甲Ｂ８９）を受けて、原告らは、同（令和元）年８月２７日付け原告準備書面４２において、ヘドロ・泥の巻き上げにより津波は通常の海水よりも比重が重くなって津波圧力が増大するところ、本件発電所においても津波の流速の変化や津波圧力の増大を想定すべきことや、他の発電所においては基準津波よりも高い敷地遡上津波を想定した設計がされていることを指摘して、基準津波を超える津波の影響を検討する必要があることなどを主張し、同月２９日の本件第３８回口頭弁論期日においてこれを陳述した。

エ　被告は、同年８月２９日の本件進行協議期日において、①原告準備書面３２に対する反論については、引き続き検討中であり、②原告準備書面４０及び同４２に対する反論については、津波対策等の検討が固まった段階で主張する予定であると述べたが、同年１１月１９日の本件進行協議期日においては、①原告準備書面３２に対する反論は、現在、被告において、審査にかかる準備をしているところであるため、準備の時期は未定であり、②原告準備書面４０及び同４２についても、津波の評価が固まるのを待っているところであるため、準備の時期は未定であるなどと述べた。そして、被告は、令和２年２月４日の本件進行協議期日において、原告準備書面３２並びに同４０及び同４２に対する反論は、引き続き、評価・検討中であるため、準備の予定を示すことができないと述べ、同年７月７日及び同年９月２９日の本件各進行協議期日においても、依然としてこれらの時点で準備の予定を示すことはできない状態であると述べた。

被告は、令和３年４月２７日の本件第４５回口頭弁論期日においても、原告準備書面３２並びに同４０及び同４２に対する各反論については、現在、敷地内の断層及び津波の関係について、技術的な検討を進めているところであり、同日時点で時期は未定であるなどと述べたところ、同日の本件進行協議期日において、敷地内の断層及び津波の関係につき、技術的な検討を進め

ているところであるが、同日時点では、原子力規制委員会の審査中でもあり、おおよその期間についても回答は難しいなどと述べ、その後も、同年７月１３日及び同年１０月１９日の本件各進行協議期日並びに令和４年１月２０日の本件第４８回口頭弁論期日においても、敷地内断層及び津波に係る安全性については、原子力規制委員会の審査中でもあり、被告の技術的な検討が未了であるため、評価が固まり次第、主張したいと考えていると述べた。もっとも、被告は、この間の令和３年１０月１９日の本件第４７回口頭弁論期日において、前記(1)のとおり陳述が留保されていた平成２７年１１月１９日付け準備書面（１９）を陳述した。

(4) 令和２年以降の原子力規制委員会における審査の推移

ア　地質・地質構造に係る審査の推移

(ア) この間、被告は、令和２年７月３日の第８７１回審査会合に向けて「浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）」と題する資料を作成し、東西走向の正断層には他の断層に切られず露頭範囲を超えて連続する断層が見られ、これらの断層は直交する南北走向の逆断層を切り、かつ、その落差は他の東西走向の正断層に比べ大きいことから、東西走向の正断層のうち、比較的大きい落差を持つ断層の中に最新活動時期が最も新しいと考えられる断層が存在すると考えられるとし、連続性の良い断層間では、東西走向の南傾斜正断層には、他の断層に切られたり併合されたりすることなく数百mにわたって連続する断層が存在することからこれをH断層系と呼称し、これが最新活動時期が最も新しい断層であると考えられるから、H断層系を活動性評価の対象とする断層として選定するとしていたところ（乙Ｂ１１６）、同審査会合において、敷地内の断層についてH断層系で代表できるのか（いわゆる代表性）、H断層系の中でどれを使っても年代確定ができるのか（いわゆる同一性）という２つの大きな話があり、前者については理解したが、後者については調査結果における観察事実に基

づいて論理的に納得いく説明は得られておらず、H断層系はほとんどが耐震重要施設の設置位置に露頭する断層になるので、きちんとした論証ができないのであれば、（上載地層の存在しない露頭断層を）個別にみる方向に方針転換せざるを得ない旨などのコメントがされた（乙Ｂ１１９）。

(イ) 原子力規制庁（原子力規制委員会の事務局。規制委設置法２７条１項、２項参照）が令和７年４月２日に公表した３号機及び４号機の敷地の地質・地質構造に関するその後の審査の状況は以下のとおりである（乙Ｅ８７）。

a　被告は、H断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価してもよい旨主張し、上載地層が存在するＨ－９断層で活動性評価を行うとしていたことから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求められていたところ、令和３年４月２日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、Ｈ－８断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求められた。また、Ｈ－９断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求められた。

b　被告は、令和４年３月１８日の審査会合において、Ｈ－８断層及びＨ－９断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性を示したが、他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層（１２～１３万年前の地層）に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥

層が後期更新世（１２～１３万年前）以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求められた。

c　被告は、同年９月３０日の審査会合において、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明したが、泥層が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層（１２～１３万年前の地層）に対比される地層であることについて、被告が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、泥層が１２～１３万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき泥層の堆積年代を明確に示すための対応方針を示すよう求められた。

なお、被告は、この審査会合に向けて「浜岡原子力発電所敷地の地質・地質構造（コメント回答）補足説明資料」と題する資料（甲Ｂ１１８）を作成している。

d　被告は、同年１１月１日の審査会合において、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数か月程度の期間を要すると説明し、同月１４日には、原子力規制庁の職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに爾後の追加調査の検討状況についての確認が実施されたところ、同年１２月２３日の審査会合において、上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容及び進捗状況等について説明した。これに対して、被告は、「泥層」が局所的にではなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層（１２～１３万年前の地層）に対比される地層であることについて、新規制基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求められ、さらに、令和５年３月９日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係

る検討方針について説明したのに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったとして、再度、新規制基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて被告としての考えを十分に説明するよう求められた。被告は、同年６月２３日の審査会合において、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨報告したのに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、新規制基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求められた。

e　被告は、令和６年１１月２９日の審査会合において、H断層系の上載地層法による活動性評価に当たって、上載地層の堆積年代評価については広域テフラを用いた方法に変更し、評価を代表させる断層についてはＨ－９断層から追加調査で確認したＨ－１９断層に変更して評価を行う方針であると説明したのに対して、H断層系の活動性評価については、H断層系の分布形態・性状等に基づく評価の調査データも踏まえ、新たに認定するH断層も含めどのH断層でも代表して評価できること及びＨ－１９断層の上載地層の年代を説明するとともに、評価方針の変更を踏まえH断層系の活動性評価全体を体系立てて説明するよう求められ、その上で、まずは現地調査を実施しH断層系の断層性状等を確認した上

で爾後の審査を進めることとされたところ、同年１２月１５日から同月１７日までの現地調査において、敷地及び敷地周辺に広がるH断層系の断層性状、H－１９断層と上載断層との関係、上載地層に挟在する火山灰の堆積状況等が露頭及びボーリングスコアで確認された。

イ　地震動に係る審査の推移

(ア) 一方、本件発電所における地震動については、この間の令和５年９月２９日の第１１９１回審査会合において審議され、基準地震動の策定に関し、本件発電所のサイト固有の特徴を踏まえた基準地震動の策定方針、応答スペクトルに基づく基準地震動、断層モデルを用いた手法による基準地震動及び震源を特定せず策定する地震動による基準地震動の４点が確認されたところ、委員により、本件発電所の基準地震動の策定については、これで概ね妥当な検討がされているものと評価するが、爾後のまとめ資料として説明の充実が必要な部分が幾つか指摘されたので、その点については（被告において資料の）記述を充実させるよう求める趣旨の取りまとめがされた（乙Ｂ１３１、乙Ｅ８０）。

(イ) 被告は、この委員の求めを受けて記述を充実させたものとして、令和６年１月１２日付け「浜岡原子力発電所の基準地震動について」と題する資料を作成した。この資料では、基準地震動は、(a)「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」としてプレート間地震による地震動等を検討し、(b)「震源を特定せず策定する地震動」も検討して策定するとした上で、(a)敷地ごとに震源を特定して策定する地震動としては、敷地周辺で発生する(i)プレート間地震、(ii)内陸地殻内地震（活断層による地震）、(iii)海洋プレート内地震を調査し、それぞれ敷地に影響の大きい検討用地震として、(i)プレート間地震としては平成２４年の内閣府による最大クラスの地震（Mw９．０）、(ii)内陸地殻内地震としては御前崎海脚西部の断層帯による地震（M７．４）及びA－１７断層による地震（M７．２）、並びに

(iii)海洋プレート内地震としては敷地下方の想定スラブ内地震（Ｍ７．０）及び御前崎沖の想定沈み込む海洋プレート内地震（Ｍ７．４）を選定し、検討用地震ごとに、応答スペクトルに基づく手法と断層モデルを用いた手法により地震動評価を実施し、(b)震源を特定せず策定する地震動としては、敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないとの観点から、地表に痕跡を残さない内陸地殻内地震による地震動を評価し、全国共通で、標準応答スペクトル及び平成１６年北海道留萌支庁南部の地震の基準地震動に基づく評価を実施したとした。そして、平成２１年の駿河湾の地震において５号機周辺で見られた地震動の顕著な増幅も考慮した基準地震動を策定したところ、①地震動の顕著な増幅が見られない１号機ないし４号機周辺の基準地震動Ｓｓ１としては、(a)の応答スペクトルに基づく手法による基準地震動としてＳｓ１－Ｄ（加速度１２００ガル）、(a)の断層モデルを用いた手法による基準地震動として、内陸地殻内地震によるＳｓ１－１及びＳｓ１－２、プレート間地震によるＳｓ１－３ないしＳｓ１－２１並びに海洋プレート内地震によるＳｓ１－２２及びＳｓ１－２３の２３波（最大加速度１７３ガル）、さらに、(b)の標準応答スペクトルによる基準地震動としてＳｓ１－Ｎ（加速度１０３４ガル）の計２５波を策定し、その最大加速度は１２００ガルであり、②地震動の顕著な増幅が見られる５号機周辺の基準地震動Ｓｓ２としては、(a)の応答スペクトルに基づく手法による基準地震動としてＳｓ２－Ｄ（加速度２０００ガル）、(a)の断層モデルを用いた手法による基準地震動として、地震動の顕著な増幅を考慮したプレート間地震によるＳｓ２－１ないしＳｓ２－７、地震動の顕著な増幅を考慮した海洋プレート内地震によるＳｓ２－８ないしＳｓ２－１０、（増幅を考慮しない）プレート間地震によるＳｓ２－１１ないしＳｓ２－２０並びに（増幅を考慮しない）海洋プレート内地震によるＳｓ２－２１及びＳｓ２

－２２の２２波（最大加速度２０９４ガル）、さらに、(b)の標準応答スペクトルによる基準地震動として地震動の顕著な増幅を考慮してＳｓ２－Ｎ（加速度１７６６ガル）の計２４波を策定し、その最大加速度は２０９４ガルであるとされた。（乙Ｂ１３０）

ウ　津波に係る審査の推移

(ｱ) さらに、本件発電所における津波については、令和６年１０月１１日の第１２８７回審査会合において審議され、基準津波の策定に関し、基準津波の波源の選定、基準津波の時刻歴波形及び基準津波の策定結果の検証の３点が確認されたところ、委員により、３号機及び４号機の基準津波の策定については、これで概ね妥当な検討がされたものと評価すると取りまとめられた（乙Ｂ１３３）。

(ｲ) 被告は、これを受けて、同年１０月２８日付け「浜岡原子力発電所の基準津波について」と題する資料を作成した。この資料では、基準津波は、敷地に影響を及ぼす可能性のある津波発生要因として、(a)地震による津波のほか、(b)地震以外の要因による津波及び(c)これらの組合せも考慮して、敷地に及ぼす影響が最も大きい津波を選定し策定するとした上で、各津波発生要因を調査し、津波の数値シミュレーションを実施したところ、(a)地震による津波としては、(i)プレート間地震としては、平成２４年の内閣府による南海トラフの最大クラスのプレート間地震の津波断層モデル（Ｍｗ９．１）を踏まえた約２０００ケースの津波評価で最大海抜２２．７ｍ、(ii)海洋プレート内地震としては、約５０ケースの津波評価で最大海抜６．１ｍ、(iii)海域の活断層による地殻内地震としては、約３５０ケースの津波評価で最大海抜６．２ｍ、(b)地震以外の要因による津波としては、(iv)地すべりによる約５０ケースの津波評価で最大海抜６．３ｍ、(v)火山現象による約５０ケースの津波評価で最大海抜２．９ｍであったところ、(c)敷地への津波影響が支配的と考えられるプレート間地震とそ

の他の津波発生要因との組合せ約５００ケースの津波評価で最大海抜２５．２ｍであり、これらのうち水位上昇側及び水位下降側のそれぞれについて敷地に及ぼす影響が最も大きい津波の波源を選定すると、①水位上昇側では、敷地前面への影響が最も大きい波源として、基準断層モデル１－１とｓ２６地点の海底地すべりとの組合せによる最大上昇水位２５．２ｍの基準津波１、及び取水槽への影響が最も大きい波源として、基準断層モデル３－２と遠州断層系の地震又は海底地すべりとの組合せによる５号取水槽における最大上昇水位１２ｍの基準津波２ａないし２ｃの３波、並びに②水位下降側では、取水塔への影響が最も大きい波源として、３号及び４号取水塔における水位低下時間１４分間の基準津波３であり、これらを基準津波として策定するとされている。（乙Ｂ１３２）

（なお、この資料においては、基本設計である原子炉設置変更許可（本件設置変更許可）について現在審査中であり、このうち、（耐震班における）地震、津波、地質・地質構造の審査は、（Ⅰ）基準地震動については令和６年１月説明済みで審査終了、（Ⅱ）基準津波については本説明で審査終了とした上で、（Ⅲ）地質・地質構造については、①代表性の審査終了、②同一性及び③活動性の審査中であるとして、Ⅲ②及び③に関する追加調査の状況も一部記載されているほか、今後、新規制基準適合性審査合格までには、本件設置変更許可に係る（プラント班における）プラント施設の審査のほか、詳細設計である設計及び工事の計画認可とその検査、並びに発電所運用ルールである原子炉施設保安規定の認可が予定されていることなども記載されている。）

エ　施設設計に係る審査の推移

(ｱ)　３号機及び４号機の施設の設計については、令和６年１０月２日の同年度原子力規制委員会第３５回臨時会議において、委員長が、基準津波の設定がされた場合には、被告の最高経営責任者（ＣＥＯ）との意見交換を行

い、今後の審査方針を聞くことをしたいと発言していたところ（乙Ｂ１３３）、同年１１月１３日の同年度原子力規制委員会第４３回臨時会議において、原子力規制委員会と被告の経営層との意見交換が行われた。被告は、この意見交換に向けて、同日付け「今後の審査の進め方等について」と題して、①耐震・耐津波設計の前提となる基準地震動・基準津波が決まり、またH断層系の同一性や上載地層の年代評価について、追加調査結果に基づき、今後リソースを投入し適切に審査会合で説明していくので、プラント側審査の開始を希望する旨、②基準津波に対する津波防護方針として、新規制基準に基づき、海抜２５．２ｍの基準津波に対し防波壁等の津波防護施設により遡上波を地上部から到達又は流入させないドライサイトの設計とし、高さ海抜２２ｍの既設防波壁を高さ海抜２８ｍへと嵩上げし、一層堅牢な構造となるよう設計方針を変更する旨、③４号機を先行して審査する中で、同一型式炉であり共通事項の多い３号機についても、適宜同調して説明して並行して審査するなど、効率的な審査を希望する旨などを述べる資料を作成し、同会議において、被告代表者が、同資料に基づき、①H断層系とプラント側の並行審査、並びに③３号機及び４号機の並行審査の実施を希望したところ、被告関係者退室後の委員間の協議を経て、これらの方針が了承された。（乙Ｅ８２、８３）

(ｲ) 被告は、同年１２月２４日の審査会合において、４号機についての説明を先行させ、３号機については、４号機の内容がある程度固まった段階で、４号機との差分を説明することを基本方針として示したところ、原子力規制庁が令和７年４月２日に公表した４号機の耐震設計方針や耐津波設計方針等に関する上記審査会合以降の審査の状況は以下のとおりである（乙Ｅ８７）。

ａ　被告は、同審査会合において、既に審査に通過した他の電力会社の原子炉（先行炉）の審査状況を踏まえた新規制基準への対応方針を説明し

たのに対し、爾後具体的に審査を進めることとなる４号機について、先行審査実績のない内容については、新規制基準への適合性の根拠、明確なロジック、妥当性等を分かりやすく説明するよう求められ、また、炉心損傷防止対策における有効性評価のうち崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）の評価において、原子炉機器冷却水系に期待するとしていることについて、先行審査実績も踏まえ、新規制基準適合性の考え方を説明するよう求められた。

b　被告は、同年２月１３日の審査会合において、内部事象運転時／停止時レベル１ＰＲＡ（確率論的リスク評価）及び内部事象運転時レベル１．５ＰＲＡについて説明したのに対し、先行審査実績のない内容については、妥当性に関する説明が不十分であるため、改めて妥当性を整理して説明するよう求められた。

c　被告は、これらを受けて、同年３月１８日の審査会合において、崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）の評価において、原子炉機器冷却水系に期待しないこととし、可搬型代替熱交換器を整備する方針に変更すると説明し、また、先行審査実績を踏まえてＰＲＡを見直し、爾後、見直したＰＲＡ等の結果及び妥当性を示すと説明した。さらに、被告は、同会合において、地下水位の設定方針、液状化影響の検討方針、内部火災等について説明したのに対し、内部火災について、定温式スポット型熱感知器と光電アナログ式スポット型煙感知器（熱検知機能付き）を組み合わせて使用することで、アナログ式熱感知器としての機能を確保していることについて、詳細な内容等の説明が不十分であるため、具体的な根拠等を説明するよう求められた。

(5) 令和４年中葉から令和７年までの本件訴訟における審理の状況

ア　この間、被告は、令和４年４月１９日の本件第４９回口頭弁論期日に至り、敷地内断層の関係については、被告の評価が固まってから、地盤に係る安全

性として、まとめて主張したいと考えてきたが、原告準備書面３２が提出されてから相当期間が経過していることを踏まえ、部分的なものにはなるが、同年７月１２日までに、原告準備書面３２に対する反論及び必要な書証を提出するものの、同日時点においても引き続き評価、検討を行っているところであり、爾後の評価の結果によっては、反論の内容を見直す可能性があるという点につき、留保したい意向を述べた。

被告は、同月１１日付け準備書面（３８）において、原告準備書面３２に対する反論として、被告の本件発電所敷地内の断層に係る調査・評価結果として、H断層系につき、その活動性評価を行い、少なくとも後期更新世以降における活動はないことを確認し、H断層系は、地震を起こしたり、地震の際に付随して動いたりする断層ではないと評価し、その後も追加の調査・分析をして評価結果を確認していること、H断層系以外の敷地内の断層についても、敷地の詳細な調査結果に基づき、切り切られの関係等を用いた検討を行った結果、H断層系が敷地内の断層のうち最後に活動したものと考えられることから、H断層系が敷地内断層の活動性評価の代表となることを確認する一方、原告らの指摘するＡ－１７グループの褶曲構造は、「震源として考慮する活断層」に当たるとは考えられないが、地下深部の震源断層を地下構造調査によって直接把握できないことを踏まえ、より慎重に評価することとし、褶曲構造を幅広く覆う上載層が存在しない一部区間を、「震源として考慮する活断層」と評価することとして、これを「Ａ－１７断層」と呼称して、地表付近に断層を生じさせない震源断層を地下深部に想定したものであって、地表付近に変位を生じさせる断層として評価したものではなく、敷地及び敷地周辺に分布するすべての南北走向の褶曲構造が活褶曲構造であるとする原告らの主張は、根拠を欠くことなどを主張し、同月１９日の本件第５０回口頭弁論期日においてこれを陳述するとともに、同年９月１日付け準備書面（３９）においてこれをさらに敷衍し、同月８日の本件第２回弁論準備

手続期日においてこれを陳述した。

被告は、同期日において、H断層系の最終活動時期については、約１２ないし１３万年前以降活動していないとの評価は変わらないが、上載地層法による評価等を含め、時期は未定であるものの、追って主張したいと考えている、被告の準備書面（３９）中、「活動が否定できない」断層等についての記載部分は、原子力規制委員会の審査の考え方について、同委員会側で取りまとめた書面から記載したものであり、被告独自の見解を述べたものではないなどと述べた。

イ　被告は、令和５年１月２４日の本件第５２回口頭弁論期日において、敷地内断層については、追って、H断層系の最終活動時期まで含め、敷地内断層に対する安全性についての主張を行う予定である、地震や津波等の主張な争点についても、追って補充の主張を行う予定であると述べた。

ウ　被告は、上記の被告の各準備書面に対し原告らから反論された主張に対し、同年１０月４日付け準備書面（４１）において再反論し、同月１０日の本件第５５回口頭弁論期日においてこれを陳述するとともに、同年９月２９日の審査会合において、基準地震動の策定につき、概ね妥当な検討がされていると評価されており、準備ができ次第、訴訟上の主張を行う予定である、H断層系に関しては今後主張するが、敷地内断層につき、これまでの原告らの主張に対しては、大方反論を行ったと述べた。

エ　被告は、前記(4)イ(ｲ)の令和６年１月１２日付け被告作成資料（乙Ｂ１３０）に基づき、同年４月１７日付け準備書面（４２）において、南海トラフ検討会の知見を反映し新規制基準に沿って策定したとする基準地震動Ｓｓについて主張するとともに、この基準地震動Ｓｓによる地震力に対し、本件発電所の設計基準対象施設や重大事故等対処施設等の耐震安全性を確認し、必要に応じて改造工事の検討を行う方針を表明し、同月２５日の本件第５７回口頭弁論期日において、これを陳述した。

さらに、被告は、同期日において、①今般、原子力規制委員会の耐震班による基準地震動に関する審査が概ね終わり、今後同班による基準津波に関する審査等が済んだ後に、同委員会のプラント班により基準地震動及び基準津波に対する本件発電所の施設建物の安全性について審査される順序になるものと見込まれること、②基準津波についての主張のほか、本件発電所の施設建物が基準地震動等に対応する耐震安全性を有することについては、原子力規制委員会の上記審査の進展を待って主張したいが、いずれについても現時点において具体的な主張の時期は未定であることを述べた。

オ　被告は、原子力規制委員会の審査状況について、同年７月３０日の本件第５８回口頭弁論期日において、期日間に津波に関する審査会合が開かれ、基準津波策定関係のうち歴史記録・津波堆積物に関する調査及び発生要因の組合せに関する各説明に対し、いずれも概ね妥当な検討がされたと評価され、爾後、基準津波そのものに関する審査が行われる見込みであると述べていたところ、同年１１月７日の本件第５９回弁論期日において、同年９月６日の審査会合においては基準地震動の超過確率の参照について、同年１０月１１日の審査会合においては基準津波の策定についてそれぞれ説明し、いずれも概ね妥当な検討がされたと評価され、今後は、再開されることになるプラント班審査、及び耐震班審査についてH断層系の審査が行われる見込みであるなどと述べた。

カ　被告は、前記(4)ウ(イ)の令和６年１０月２８日付け被告作成資料（乙Ｂ１３２）に基づき、令和７年１月２０日付け準備書面（４５）において、新規制基準に沿って策定したとする基準津波について主張するとともに、敷地前面における最大上昇水位海抜２５．２ｍの基準津波１に対し、防波壁等の津波防護施設により遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とすることとし、防波壁について、既設の防波壁の天端高さ海抜２２ｍを海抜２８ｍに嵩上げし、一層堅牢な構造となるようその設計方針を変更することとし、

今般策定した基準津波を踏まえた対策については必要に応じ追って説明する方針を表明し、同月２８日の本件第６０回口頭弁論期日においてこれを陳述した。

さらに、被告は、原子力規制委員会の審査状況について、同期日において、基準地震動及び基準津波が確定したことを受けて、令和６年１１月１３日の臨時会議においてプラント班審査の再開が決まり、以後、耐震班におけるH断層系等の審査及びプラント班審査が進められており、耐震班審査については、同月２９日の審査会合において、敷地の地質・地質構造、追加調査の結果を踏まえたH断層系の活動性評価方針について説明し、同年１２月１６日及び１７日には現地調査が行われたこと、プラント班審査については、同月２４日の審査会合において、既に審査に通過した他の電力会社原子炉の審査実績を踏まえて、被告における新規制基準への対応状況等を説明したことなどを述べた。

キ　被告は、令和７年４月３０日付け準備書面（４９）において、本件発電所の設計基準対象施設のうち最も重要度が高いＳクラスの耐震重要施設（建物・構造物、機器・配管及び津波防護施設等）、並びにこれらが有する機能を代替するなどの機能を有する重大事故等対処施設のうち常設の設備について、いずれも新規制基準に沿って耐震設計を行う方針を述べ、同年５月１５日の本件第６２回口頭弁論期日においてこれを陳述した。

ク　被告は、同年７月７日付け準備書面（５２）において、本件発電所の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設について、いずれも新規制基準に沿って耐津波設計を行い、津波防護施設については、基準地震動に対しその機能を維持できるよう耐震重要度をＳクラスとし、基準地震動による地震力に対しても、当該施設が構造全体として変形能力について十分な余裕を有するようにすること、浸水防止設備及び津波監視設備についても、同様に耐震重要度をＳクラスとし、基準地震動による地震力に対して、機能を保持するよう

に設計する方針を述べ、うち防波壁については設計図書（乙Ｂ１４３ないし１４６）を引用して具体的な設計も主張し、同月１７日の本件第６３回口頭弁論期日において、これを陳述した。

被告は、原子力規制委員会の審査状況について、①同期日において、同年６月２７日の審査会合での耐震班審査において、津波評価に関して基準津波の超過確率等を説明し、同年５月２２日の審査会合でのプラント班審査において、原子炉建屋の耐震設計方針等について説明したと述べ、②同年９月１１日の本件第６４回口頭弁論期日においては、同年７月３１日及び同年８月２８日の各審査会合でのプラント班審査において、耐津波設計方針、耐震設計方針及びその他の事項について説明したと述べた。

ケ　原告らは、同年９月３０日付け原告準備書面５９において、遠浅の遠州灘に立地したため、国内で唯一敷地内に専用港がない本件発電所独特の海水取水装置として、敷地沖合約６００ｍに設置され、敷地と海底下約２０ｍに設けた直径５ないし７ｍの海底トンネルで繋がる取水塔の設計について、１号機取水塔の設計時における設計波高が８ｍ、耐震重要度がＣクラスとされていること等を指摘して、取水塔における津波高及び地震動の想定並びに設計波高や耐震設計がその想定に耐えられるものとなっているのかを、具体的な想定手法や具体的な数値や根拠を示して答えるよう被告に対して釈明を求めた。

これに対し、被告は、同年１１月１０日付けの回答書面で、基準地震動及び基準津波に対しその機能が維持されるよう耐震設計及び対津波設計を行うとの設計方針の妥当性について、本件設置変更許可申請に係る審査を受けており、この審査において妥当とされた設計方針に従い、今後行われる設計及び工事の計画の認可申請に係る審査において、基準地震動によって取水塔に作用する地震力及び基準津波によって取水塔に作用する波力を算定するなどして、これらに対し取水塔の機能が維持されることを解析によっても確

認し、その内容を説明して審査を受けることとしており、上記原告らの求釈明について、同日時点において示すべきものはない旨を回答した。

同月２０日の本件第６５回口頭弁論期日において、原告らは上記準備書面を、被告は上記回答書面をそれぞれ陳述した。

(6) 基準地震動の策定に係る不正行為の発覚等

ア　この間の令和７年２月、原子力規制委員会に対し、被告が基準地震動の策定に関して不正行為を行っている趣旨の外部通報があり、原子力規制庁は、被告に対し、同年５月から、基準地震動の策定に関し、断層モデル法に基づく計算方法等についての説明を求め、さらに、同年１０月には、被告の委託先が作成した報告書等のエビデンス資料の提出を求めた。被告が、これを受けて、原子力規制委員会に対する過去の説明の根拠資料に当たったところ、断層モデルを用いた手法による地震動評価に際して、審査会合における説明内容とは異なる方法を実施していたことが、同年１２月１８日までに判明し、被告は、これを同日、原子力規制庁に報告した。被告は、令和８年１月５日、これを不適切事案として公表するとともに、同日の取締役会決議で、事案について透明性・公正性を確保するため、被告と利害関係のない元検事２名を含む３名の弁護士のみで構成される第三者委員会を設置し、事実関係の調査・認定、それに基づく評価・原因分析、再発防止策の提言等を委嘱したことを発表した。

その際に公表された、審査会合での説明内容と実際に実施されていた方法との相違の内容は、断層モデルを用いた手法による地震動評価において、統計的グリーン関数法（小地震の地震動を多数の地震観測記録から統計的に把握されている地震の特性に基づいて作成し、大地震の地震動を計算する方法）を用いるに際しては、特定の計算条件で実際には生じ得ない地震動が計算されることがあるため、計算条件の異なる複数の地震動を計算し、その中から代表波として選定する方法が用いられるところ、平成３１年１月１８日の審

査会合では、計算条件（乱数）の異なる「２０組の地震動」を計算し、それらの「平均に最も近い波を代表波」として選定する方法を用いる旨説明していたにもかかわらず、実際には、①平成３０年以前から「２０組の地震動とその代表波」のセットを１つではなく多数作成し、その中から被告が「１つのセットの代表波」を選定し、また、②同年以降、意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定した上で、当該代表波が２０組の平均に最も近くなるように、残りの１９組を選定し、「２０組の地震動とその代表波」のセットを作成していたというものである（以下、上記①及び②を合わせて「本件不正行為」という。）。

（ア全体につき、甲Ｂ１２３、乙Ｅ８８）

イ　原子力規制庁は、令和８年１月７日の令和７年度第５０回原子力規制委員会において、本件不正行為を報告して、対応方針を諮ったところ、本件設置変更許可申請については、審査対象である申請書や申請内容を説明するための資料に対する信頼性が損なわれていることから、審査を行うことはできないので、審査会合、ヒアリング、面談等は実施しないなどの方針が了承され（乙Ｅ８９）、会議終了後の記者会見でも、委員長が、この方針を述べるとともに、安全確保を行うのが事業者の責任であるところ、（本件不正行為は、）それを裏切るような行為であると考えているところで、原子力安全を破壊するものであると考えているなどの見解を述べた（甲Ｂ１２４）。

４　本件設置変更許可申請内容の特定性及び将来の本件各原子炉の具体的運転・再稼働内容の確実性

(1) 前記３の認定事実によれば、３号機及び４号機の本件設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査に対する被告の対応は、総じて、新規制基準の内容に対する理解を自ら深めて、これに申請内容を適合させるべく積極的に行動するというよりは、相当程度、旧改訂指針当時に検討されていた地質・地質構造、地震及び津波に関する調査を前提とし、施設に係る耐震設計についても耐津波

設計についても、同様に新規制基準導入前の設計内容を前提として、これを原子力規制委員会に説明した上、新規制基準に適合しない事項として指摘された事項に受動的に対応するという態度に終始していることがうかがわれる。

その結果、原子力規制委員会の耐震班審査において、基準地震動の策定について概ね妥当な検討がされていると一旦評価されたのは、４号機に係る本件設置変更許可申請から８年半以上を経過した令和５年９月２９日の審査会合においてであり、基準津波の策定について概ね妥当な検討がされたと一旦評価されたのも、それから更に１年を経過した令和６年１０月１１日の審査会合においてであった。また、敷地の地質・地質構造に関しては、H断層系の系全体としてのいわゆる代表性については、本件設置変更許可申請からそれでも５年を経過した令和２年７月３日の審査会合において一旦理解を得たとされたものの、H断層系内の同一性と活動性については、審査会合において繰り返し検討不十分な点を指摘されて議論が重ねられ、令和６年１１月２９日の審査会合において、従前のH－９断層で代表させるのでなくH－１９断層で代表させる方針に改めるなど、いわば系内の代表性といった趣旨をも包含するというべき同一性と、その活動性については、本件不正行為公表時点でも、原子力規制委員会の理解は得られていない状況にあり（なお、乙Ｅ８２参照）、本件訴訟において展開されている主張も、以上の内容の域を出るものではない。

さらに、プラント班審査についても、被告は、先行する４号機の審査が始まった令和６年１２月２４日の審査会合において、先行審査実績のない内容について、新規制基準適合性の根拠、ロジック、妥当性等を分かりやすく説明するよう釘を刺されたが、令和７年２月１３日においても、先行実績のない内容について妥当性に関する説明が不十分であるなどと指摘され、同年３月１８日の審査会合において設計方針を一部改めるなどしているところ、原告らの指摘する内容に照らし他の原子炉の先行実績がないと考えられる３号機及び４号機の取水塔の設計方針についての求釈明に対しても、被告は、同年１１月１０日

時点で示すべきものはないなどと回答している。

以上のような原子力規制委員会における審査と被告の対応の状況によれば、本件不正行為が公表されるまでの段階においても、本件設置変更許可申請は、その内容自体が流動的なものであって、将来の３号機及び４号機の運転・稼働の内容が具体化していたとも到底いえず、かつ、これが近く確定する見込みもなかったといえる。この点は、令和６年１１月１３日の原子力規制委員会臨時会議において、被告代表者が、概ね審査がまとまった時期に現状提出している本件設置変更許可申請を取り下げて、改めて一本化して申請書を提出する意向を示していること（乙Ｅ８２）からもうかがわれるところであり、本件設置変更許可申請は、形式的には申請の形が取られていても、実質的には、いわば申請前の行政指導を受ける段階にとどまっていたに等しい。

(2) 本件不正行為発覚前までの状況においても、本件設置変更許可申請の実質はこのようなものにとどまっていたことに加えて、令和７年１２月までに本件不正行為が発覚して、令和８年１月７日の原子力規制委員会において、本件設置変更許可申請の審査を行うことはできないとして、爾後、審査会合、ヒアリング、面談等を実施しない方針が了承されたことからすれば、本件設置変更許可申請がそのまま許可される見込みは全くなくなり、ひいては将来３号機及び４号機が運転・稼働されるとした場合の具体的内容についても全く見通しの立たない状況に陥ったものといわざるを得ない。

さらに、本件不正行為は、平成３１年１月１８日の審査会合における基準地震動の審査に際して説明された代表波の選定方法に不正があったというものであり、その不正の内容は、審査会合における説明内容どおりに代表波を選定した場合よりも加速度を低く見積もったものにほかならないと推認されるところ、弁論の全趣旨によれば、この審査会合の説明において了承された内容は、令和５年９月２９日の審査会合において概ね妥当な検討がされていると評価された基準地震動の策定内容にも包含されていると考えられる。そして、本件

不正行為が実行されたのは、１号機ないし４号機周辺の基準地震動Ｓｓ１とされた２５波のうち２３波、５号機周辺の基準地震動Ｓｓ２とされた２４波のうち２２波を占める断層モデルを用いた手法による基準地震動についてであり、同審査会合で概ね妥当な検討がされていると評価された前者の最大加速度は、応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ｓｓ１－Ｄの加速度に近似し、後者の最大加速度は、応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ｓｓ２－Ｄの加速度を超えるものであったことからすると、本件不正行為は、これを行わずに基準地震動を策定することとした場合、同審査会合で概ね妥当な検討がされていると評価された最大加速度を相当上回る地震動を採用すべきものとなることが予想されるなどしたため、被告においてこれを避けることを意図して行われたものであることが、本件口頭弁論終結時において明らかとなっている情報のみからでも優に推認されるものである。そして、基準地震動としてより大きい値が本来策定されるべきであったとすれば、施設設計における耐震設計はもちろん、耐津波設計にも影響が及ぶことが、前記３(5)ク及びケの被告の主張に照らしても明らかであるほか、前記第２の４(2)アの新規制基準における地盤の支持力に対する安全性についての考え方によれば、各種施設を設ける地盤の選定にも関わる内容であることも明らかであり、結局、本件不正行為が明らかになった以上、３号機及び４号機の新規制基準適合性に係る安全性審査全般に対して膨大な影響を及ぼすものであることが明白である。

このような新規制基準適合性審査上の重要な概念である基準地震動の策定に関して本件不正行為を働き、原子力規制委員会の妥当性評価をいわば騙取した被告の行為は、新規制基準における基準地震動策定の意味合いと、それを策定するに際して真正なデータに準拠すべきことの重要性を理解していないこと（このことは、(1)において被告の総じての応審査態度として認定したことも符合するし、前記第２の４の新規制基準における考え方のうち(3)の地震に対する安全性についての考え方のみならず、(1)の第１の防護レベルについ

ての考え方すら理解していないことを意味する。）を露呈する行為であるといえ、原子炉設置変更許可の要件とされる被告の「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」（原子炉等規制法４３条の３の６第１項２号、４３条の３の８第２項）に疑念を抱かせ、ひいては基準津波の策定や地質・地質構造、地盤調査の適正性も疑わせる事実というべきであり、そのことは、前記３(6)イ認定の本件不正行為を踏まえた対応方針が了承された令和８年１月７日の原子力規制委員会後に委員長が述べた見解からもうかがい知れるところである。

したがって、このような本件不正行為が発覚した被告に対しては、不正行為が生じた企業風土の抜本的改変等、長期の対応を要すると考えられる技術的能力そのものについての改善が図られるのでない限り、原子力規制委員会の原子炉設置変更許可がされる見通しはおよそ立たなくなったものといわざるを得ない。

５　本件訴えの利益の有無

以上によれば、本件各原子炉については、原子炉設置変更許可申請のされていない５号機はもちろん、３号機及び４号機についても、実質的な意味でいまだ原子炉設置変更許可申請の内容が定まっているといえず、将来の運転・稼働の内容が概ね程度でも本件設置変更許可申請どおりのものとして具体化しているとは到底見る余地がないことから、本件訴えは、紛争として成熟していないものとして、原告らに本件各原子炉の運転の差止めを求める訴えの利益はないというべきである。

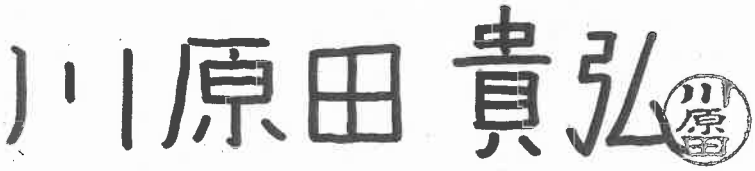
第４　結論

よって、本件訴えは、その余の本案の争点について当裁判所において判断することができる状態になく、不適法であるから、これを却下することとし、訴訟費用の負担については、本件不正行為の影響を受けた被告の主張立証のすべては、本件発電所の安全性について何ら意味をなさない被告の防御に必要でない行為

であったと認められるから、民事訴訟法６１条のほか、同法６２条を適用して、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 

裁判官 

裁判官溝口航平は差支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 